

経営承継関連保証

制度の特徴

経営者の死亡や退任等に起因する事業承継に伴い、株式や事業用資産の取得資金を対象とした制度です。

対 象 者	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据 置 期 間	—
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.45~1.90% 特別小口 1.00%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 （一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）